

令和 8 年度
芳養センター、デイサービス事業、
芳養児童センター運営協力委員会
(資 料)

日時 令和 8 年 5 月 1 5 日 (金)
午後 7 時～

場所 芳養児童センター大教室

田辺市立芳養児童センター

〒646-0056 田辺市芳養町 1 7 2 5 - 2 8

電話 2 4 - 5 4 8 5 F A X 2 4 - 5 4 8 7

□ 芳養児童センターの概要



- 1階 事務室、大教室、会議室、調理室、和室
2階 おやこのへや、図書室、遊戯室

名 称	田辺市立芳養児童センター
所 在 地	田辺市芳養町1725-28
設置年月日	昭和50年9月1日
敷地面積	955.84平方メートル
建築構造	鉄筋コンクリート二階建
建物面積	526.5平方メートル
総事業費	95,265千円 [建築当時] ※令和3年度大規模改修工事(総事業費50,472千円)実施

□ デイサービスセンターの概要



名 称	田辺市立芳養デイサービスセンター
所 在 地	田辺市芳養町1725-28
設置年月日	平成4年3月31日
建築構造	鉄骨平屋建
建築面積	142.70平方メートル
総事業費	31,000千円

備品一覧

品 名	規 格 等	数 量
電 位 治 療 器	スカイウェルSW-301	3
マッサージチェア	パナソニック1台、大東工業2台	3
全身マッサージ機	大和製作所	1
ベット型マッサージ機	フランスベット背筋快床	1
自転車型運動器具 (エアバイク)	オーモテック	1
トレッドミル (ルームランナー)	中旺ヘルス	1
その他	運動、健康器具	5

芳養センター、デイサービス事業、芳養児童センター運営協力委員構成

田辺市隣保館条例施行規則第7条及び田辺市隣保館デイ・サービス事業実施要綱第2条から第4条の規定に基づき、市長が委嘱する30名以内の委員をもって組織。

田辺市児童館条例施行規則第7条の規定に基づき、教育委員会が委嘱する30名以内の委員をもって組織。

委員選出の関係団体・機関等	選出人数
崖町内会	4名
芋町内会	1名
境町内会	1名
田中町内会	1名
井原町内会	2名
主任児童委員	1名
芳養校区子どもクラブ	1名
芳養公民館	1名
芳養小学校	1名
明洋中学校	1名
はやざと保育所	1名
合 計	15名

田辺市隣保館運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市隣保館条例施行規則（平成17年規則第80号）第9条の規定に基づき、田辺市隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各隣保館ごとに市長が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各隣保館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

田辺市児童館及び南松原教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市児童館条例施行規則（平成17年田辺市教育委員会規則第28号）第7条第3項及び南松原教育集会所管理運営規則（平成17年田辺市教育委員会規則第20号）第7条第2項の規定に基づき、田辺市児童館及び南松原教育集会所運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各児童館ごとに教育委員会が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各児童館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

芳養児童センター事業の概要

芳養児童センターは、隣保館と児童館の併設館として、

○地域福祉の向上と人権啓発を図るための住民交流を推進するとともに、人権課題のすみやかな解決を目指します。

○地域における子どもの安全確保と健全育成の場として、また、子どもの居場所として機能することを目指します。

これらを実現するために、次のような事業を行っています。

《 隣保館事業 》

1. 相談事業

地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な助言・指導を行う事業
(センター職員による対応、県の就職促進相談員による職業相談)

2. 地域福祉事業

地域の実情に応じて実施する社会福祉等の事業やデイサービス事業

3. 啓発及び広報活動事業

広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業
(「芳養児童センターだより」の発行、求人情報の提供、広報物等の掲示・配布)

4. 地域交流事業

各種教養文化教室等の開催により、住民の交流を図る事業

5. 社会調査及び研究事業

地域住民の生活状況を知り、その課題解決を図るために必要な取り組みを研究する事業

6. その他事業

会議、教室等のための、センターの貸館等

《 デイサービス事業 》

高齢者及び障害者等が自主的に日常生活訓練等を行うことにより、自立を助長し生きがい
を高めることを目的とする事業

日常生活訓練・・・健康機器による機能回復訓練

更生相談・・・保健師や看護師による健康相談

《 児童館事業 》

子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって子
どもの健全な育成を図るため、次の事業を行っています。

① 健全な遊びを通して子どもの集団的及び個別的指導を行うこと

② 子育て家庭を支援する活動に関すること

③ 地域活動の推進に関すること

④ 子どもクラブ等児童の健全育成を目的とする団体の活動を推進すること

⑤ 子育て支援として、就学前の乳幼児と保護者の集いの場として「おやこのへや」の開
設

令和7年度 事業実績報告

芳養児童センターは、隣保館と児童館の併設館として、地域のみならず周辺地域を含めた住民が利用し、幅広い世代が交流できるコミュニティセンターとして、地域福祉、教育及び人権啓発の拠点として活動に取り組みました。

1. 隣保館事業

隣保館の基本事業である相談事業は、地域住民のあらゆる生活課題を「相談」を通じて把握し、各種の制度や行政施策を活用し、その解決を図る重要な事業となっております。そのためには、住民の身近な相談施設として、県による就職促進相談員による巡回職業相談や大型共同作業場への就職斡旋、福祉・年金・医療等の相談において、関係する諸機関との連携や協議を図りながら、地域に密着した行政窓口として取り組みました。

(1) 事業 () 内の数字は前年度の実績

種 別	事 業 名	回 数	参加者数
相 談 事 業	生活、就職、教育等	2 0 8 (188)	2 0 8 (188)
各種調査及び研究事業	芳養児童センター、デイサービス事業運営協力委員会	1 (1)	1 5 (15)
啓発・広報活動	館だより等発行、ホームページ配信	1 2 (12)	
各種団体との関連事業及び連携	崖町内会関係(総会、役員会等)	1 (1)	2 3 (28)
	大型共同作業場運営委員会	1 (1)	1 3 (16)
	小中学校、公民館他(会議、委員会等)	4 (7)	

(2) 各種教室

教 室	講 師	開 講 日	参加者数
健 康 体 操	露詰 紀子	水曜日(月3回)	4 1 1 (320)
生 花 教 室	中橋 まさみ	第1・3火曜日	9 1 (100)
着 付 教 室	丸三呉服店	第1・3木曜日	8 2 (65)
合 計 (3教室)			5 8 4 (485)

(3) デイサービス事業

本事業は隣保館の充実強化事業として、地域住民の健康維持と交流を目的に、平成3年度より実施しており、デイサービスセンターの健康器具を利用した機能回復訓練には芳養町住民だけでなく、広く他地域からも多くの方が利用されました。

また、毎月1回、市の保健師、看護師による「健康相談」を実施し、利用者の健康維持に努めました。

事 業 区 分	内 容	回 数	参加者数
日常生活訓練	健康機器による機能回復訓練 (デイサービスセンター利用者)	2 4 1 (242)	2, 7 2 0 (2,640)
更生相談	健 康 相 談	1 2 (12)	2 2 (25)
合 計			2, 7 4 2 (2,665)

□隣保館事業 年間利用状況

月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数
4月	21日	169人	5月	21日	311人	6月	20日	307人
7月	21日	357人	8月	21日	391人	9月	19日	352人
10月	22日	316人	11月	19日	254人	12月	20日	251人
1月	19日	242人	2月	18日	287人	3月	20日	348人
合計	241日 (242日)	年間利用者数	3,585人 (3,397人)		一日当りの利用者数	15人 (14人)		

2. 児童館事業

児童センターは、「子どものための拠点」、「居場所」として、芳養小学校、明洋中学校及び芳養公民館をはじめ地域の各種団体等の協力のもと、子どもの健全育成を目的とした活動に取り組みました。

また、子育て家庭の支援として、児童センターの一室に「おやこのへや」を設置し、乳幼児とその保護者の交流の場として開放しました。

(1) 事業 () 内の数字は前年度の実績

事業名	回数	参加者数
チャレンジ教室	5 (7)	229 (153)
子どもミーティング (新規)	4 (0)	50 (0)
6年生を送る会	1 (1)	26 (21)
校区探検等 (芳養小児童)	1 (2)	10 (40)
くまのこプログラム	8 (0)	251 (0)
子どもクラブ会議	3 (2)	36 (24)
さつま芋掘り体験 (はやざと保・園児)	0 (1)	0 (15)
児童センターまつり	1 (1)	350 (350)
マラソン大会 *来場者含む	1 (1)	100 (100)
合 計		1,052 (703)

(2) 各種教室

教室	講師	開講日	参加者数
おり紙教室	岡本 征子	土曜日 (第2週)	65 (104)
子ども茶道教室	岡本 征子	土曜日 (第1・3週)	107 (217)
ダンス教室	PLUS DANCE FAMILY	土曜日 (第4週)	64 (68)
合 計 (3教室)			236 (389)

(3) 子育て支援

事業名	内 容	参加者数
おやこのへや	2階の一室を乳幼児とその保護者の交流の場として開放	1,471 (1,086)

(4) 児童生徒利用者数（自由来館者数）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
人数	2 2 4	1 2 7	1 3 9	1 9 6	2 4 1	6 2	9 2
月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計	
人数	1 1 1	1 3 8	1 3 3	1 5 4	2 5 1	1, 8 6 8 (1,756)	

□児童館事業 年 間 利 用 状 況

月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数	月	開所日数	利用者数
4 月	2 1 日	3 3 2 人	5 月	2 1 日	2 5 3 人	6 月	2 0 日	2 8 5 人
7 月	2 1 日	4 7 5 人	8 月	2 1 日	5 9 8 人	9 月	1 9 日	3 6 3 人
10 月	2 2 日	3 6 9 人	11 月	2 0 日	5 4 9 人	12 月	2 0 日	2 9 7 人
1 月	1 9 日	3 5 5 人	2 月	1 8 日	2 5 8 人	3 月	2 0 日	4 9 3 人
合計	2 4 2 日 (243 日)	年間利用者数	4, 6 2 7 人 (3,934 人)		一日当りの利用者数	1 9 人 (16 人)		

3. 貸館利用者 1, 2 5 7 人 (1,289 人) *空手教室ほか

□ 年間総利用状況

(単位：人)

月	利用者数	月	利用者数	月	利用者数
4 月	5 9 7 (649)	5 月	6 6 0 (727)	6 月	6 8 8 (754)
7 月	9 3 3 (731)	8 月	1, 0 9 0 (848)	9 月	8 2 6 (703)
10 月	8 0 3 (726)	11 月	9 5 1 (902)	12 月	6 4 2 (573)
1 月	6 8 1 (651)	2 月	6 5 1 (560)	3 月	9 4 7 (796)
年間総利用者数				9, 4 6 9 (8,620)	

令和8年度 活 動 方 針 (案)

「21世紀は人権の世紀」といわれ、人権尊重が国際的な潮流になる中であって、日本国憲法に基づき、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されてきました。しかしながら、依然として女性に対する暴力や子ども等への虐待をはじめ、同和問題、高齢者・障害者の人権問題は存在し、近年では社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じ、人権問題は多様化・複雑化しています。このような中、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律など、人権に関わる法律の制定や改正がなされ、平成28年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されるなど、様々な人権問題の解消に関わる新しい法律や枠組みの整備が進んでおります。

田辺市におきましても、令和3年4月に「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を施行するなど、より一層の人権施策の充実に向けて取り組んでいるところです。

このような状況を踏まえ、隣保館活動としては、今日まで積み上げてきた活動の成果に立ち、一人ひとりの人権が尊重されるよう、より一層、人権啓発を推進するとともに、地域に密着した行政機関、身近で気軽に相談できる場として地域の課題解決に向け取り組みます。併せて、地域のみならず周辺地域を含めた住民が利用し、幅広く世代間交流できるコミュニティセンターとしての役割を果たし、すべての人が安心して生活できる地域づくりを目指し、地域福祉及び教育、人権啓発の拠点としての活動を推進します。

また、教育、子育て問題では、日本社会の急速な少子高齢化の中、本市においても核家族化が進み、地域社会や世代間での交流が少なくなり、人と人とのつながりの希薄化や家庭や地域における教育力の低下などが大きな課題になっております。昨今の「児童福祉法」の改正や「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、令和7年4月に改正された「児童館ガイドライン」では、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援の拠点として児童館が持つ機能・役割が期待され、児童館事業の更なる充実が求められています。本児童センターにおきましても、子育て家庭の交流の場として、また、周辺地域を含めた子どもの居場所、地域の教育の拠点として、学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、子どもの安全確保と健全育成のための活動、地域の教育力の向上に取り組みます。

このほか、近年、国内において風水害や地震などの自然災害が多発しているため、災害に備え、地域住民の防災意識の向上や人と人とのつながりを大切にする活動に取り組めます。

重 点 目 標

1. 人権に関する教育や啓発活動を行い、人権尊重の意識を高めます。
2. 住民の生活上の悩みや困りごと、人権に関する相談に適切に対応し、必要な助言や支援を提供します。
3. センターだよりやホームページなどを活用し、地域住民に役立つ情報を発信します。
4. 共に生きる地域社会の実現をめざし、地域交流活動の推進に努め、「開かれたコミュニティセンター」としての運営を図ります（住民のニーズに沿った教室等の開催、デイサービスセンターの運営、児童センターまつりの開催など）
5. 地域住民が集える場所、また、子どものための拠点、居場所を提供します。
6. 様々な遊びや体験プログラムを通じて、子どもたちの心身の健康を増進し、社会性、豊かな人間性を育む活動を行います。
7. 就学前の乳幼児と保護者が自由に集える専用の部屋（おやこのへや）を設けて子育て支援を行います。

令和8年度 事業計画(案)

1. 年間を通しての取組(定例教室等)

	隣保館事業	デイサービス事業	児童館事業
内容	・職業巡回相談(月1回) ・生花教室(第1・3火曜日) ・健康体操教室(第1・2・4水曜日) ・着付教室(第1・3木曜日)	・機能回復訓練(火～土曜日) ・健康相談(月1回:市健康増進課から)	・子どもミーティング ・ダンス教室(第4土曜日) ・チャレンジ教室(土曜日・随時) ・「おやこのへや」の開設

2. 年間スケジュール

○5月

・芳養センター・デイサービス事業・芳養児童センター運営協力委員会

○7月

・夏休み課外学習

○11月

・児童センターまつり

○12月

・クリスマス会

○1月

・芳養校区子どもクラブマラソン大会

○3月

・春休み課外学習
 ・卒業おめでとうパーティー(6年生を送る会)

※年4～5回「チャレンジ教室」としておやつ作り、工作教室、自然観察体験などを実施。

※子どもミーティングを開催し、子どものニーズを把握して魅力あるイベントの実施や、子ども達自身が企画・運営する催し物を児童センターまつりで行う。